

(様式第11号) (第19条、第21条関係)

規制地区内既着手行為 (応急措置) 届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県希少野生動植物保護条例第24条第8項(第10項)の規定により、規制地区の区域内において着手していた行為(行った応急措置としての行為)について下記のとおり届け出ます。

記

行為	種類			
	目的			
	場所			
行為地及びその付近の状況				
行為の施行方法				
着手年月日	年 月 日	完了(予定)年月日	年 月 日	

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 不要な文字は、抹消すること。

(様式第12号) (第23条関係)

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県希少野生動植物保護条例第25条第5項において準用する同条例第24条第5項の規定により、立入制限地区の区域内に立ち入りたいので下記のとおり許可の申請をします。

記

立入制限地区の位置		
立入りの目的		
立ち入る者	氏 名	住 所
立入りの方法		
期 間 (予 定)	年 月 日から 年 月 日まで	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第13号) (第24条関係)

監視地区内行為届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県希少野生動植物保護条例第26条第1項の規定により、監視地区の区域内における行為について下記のとおり届け出ます。

記

行 為	種類	
	目的	
	場所	
行為地及びその付近の状況		
行為の 施行方法 (指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)		
期 間 (予 定)		年 月 日から 年 月 日まで

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第14号) (第26条関係)

保護回復事業認定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

職業

(法人にあつては、主たる事業)

長野県希少野生動植物保護条例第32条第3項の規定により、保護回復事業について認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

	指定希少野生動植物の種名	
保護回復事業の内容	概要	
開始予定年月日	年 月 日	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第15号) (第28条関係)

第 号

長野県希少野生動植物保護条例
第38条第2項の規定による
希少野生動植物保護監視員の証

写 真

住 所
氏 名

年 月 日 交付

長野県知事



(様式第16号) (第31条関係)

第 号

所 属

職 氏 名

長野県希少野生動植物保護条例に基づく職員の証

年 月 日 交付

長野県知事



環境自然保護課

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第64号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のツ中「チ」を「ッ」に改め、同ツを同号のテとし、同号のチ中「長野県文化財保護条例」を「文化財保護条例」に改め、同チを同号のツとし、同号のタを同号のチとし、同号のソを同号のタとし、同号のセを同号のソとし、同号のスを同号のセとし、同号のシを同号のスとし、同号のサを同号のシとし、同号のコ次に次のように加える。

サ 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

別表第1の1の項の第1種事業の要件の欄の(2)を同欄の(4)とし、同欄の(1)中「高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する」を削り、「を除く」を「及び自動車専用道路を除く」に改め、同(1)を同欄の(3)とし、同(3)の前に次のように加える。

- (1) 道路法第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）を除く。）であって、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業
- (2) 自動車専用道路の改築の事業であって、道路の区域を変更し

て車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分の長さの合計が1キロメートル以上であるものに限る。）

別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)中「高速自動車国道法第4条第1項に規定する」を削り、「を除く」を「及び自動車専用道路を除く」に、「(1)」を「(3)」に改め、同欄の(4)中「(2)」を「(4)」に改め、同表の備考の2に次のように加える。

(7) 長野県希少野生動植物保護条例第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

別表第4の2の項の(5)中「水資源開発公団法第20条第1項」を「独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項」に改め、同表の11の項の(4)を削り、同項の(5)を同項の(4)とする。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表第4の11の項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

環境自然保護課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県人事委員会委員長 下 平 桂

長野県人事委員会規則第13号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第5項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「第4

項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「及び第3項」に改め、同項第1号中「昇格後」を「降格後」に改め、同項第2号中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による」を「前2項の規定による」に、「前項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第34条中「(3月にあつては15日、8月にあつては6日、12月にあつては10日)」を削り、「以下」を「以下この条において」に、「直前」を「直後」に改める。

別表第4の短大卒の2 短大2卒の項の(22)中「児童福祉法施行令」を「児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設(平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令)」に、「施設(」を「施設を含むものとし、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

2 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(2)の二中「第23条第2項」を「第23条第3項」に、「同条第4項第2号」を「同条第5項第2号」に改める。

人事委員会事務局

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年12月25日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

長野県公営企業管理規程第12号

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第10条中「前2か月」を「使用水量が不明である期間の前4か月」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

水 道 課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

長野県公安委員会規則第7号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4

号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号のアに次のように加える。

(イ) 運転者が三輪の自転車にその乗車装置に応じた人員を乗車させる場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課